

こうとうしよくぎょうくねんそくしんきゅうふきん
高等職業訓練促進給付金

(R.6改)

*** 資格取得中の生活費を支援します ***

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、養成機関に修業する期間（4 8月を上限）給付金を支給します。

まずは受講している講座をご確認ください（受講開始後の申請が必要です）

《資格取得の例》

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、歯科衛生士、柔道整復師、理・美容師、社会福祉士、建築士、自動車整備士、製菓衛生師等の国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格（雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座を受講する場合には「情報関係」の資格）
（原則、通学制ですが、働きながら資格取得を目指す場合等には通信制も対象になります。）

「高等職業訓練促進給付金」は初めて申請しますか？

はい



以下の要件をすべて満たす対象者は、宗像市で「① 高等職業訓練促進給付金」を申請することができます。

《要件》

- 市内に居住するひとり親家庭の父または母（修業中にひとり親家庭になった父または母を含む）
- 20歳未満の児童を扶養している
- 児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準
- 養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれること

《提出が必要な添付書類等》

- 養成機関の在学（入学）証明書
- 児童扶養手当証書（受給している場合）
- 戸籍謄本や住民票の写し及び所得証明書（公簿等で確認できる場合提出不要）
- 受講する養成機関のパンフレット（入学金や受講料、受講期間、受講内容等の記載があるもの）
- 給付金の振込金融機関の通帳等の写し

《支給の注意点》

- ※ 申請のあった月の分からの支給となります。
- ※ 修行期間中に子が20歳となる場合、子が20歳を迎えた誕生日までの支給となります。
- ※ 類似制度による給付金と同時に受給することはできません（同時に利用できない給付金等を受けた場合は返還が必要になります）
- ※ 月によって、在学証明書や成績表などの添付が必要です。
- ※ 毎月10日までの請求書の提出で、3週間以内に指定口座に振り込みます。

修業課程の修了後

養成機関の修業課程がすべて修了したときに以下の要件を満たす場合は「② 修了支援給付金」の申請ができます。（修了日から起算して30日以内に書類等を提出してください）

《要件》

- 市内に居住している
- 修業開始日から修業課程を修了した時点までの全期間、ひとり親家庭の父または母
- 児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準
- 修了支援給付金の支給を受けたことがない

《提出が必要な添付書類等》

- 児童扶養手当証書（受給している場合）
- 戸籍謄本や住民票の写し及び所得証明書（公簿等で確認できる場合提出不要）
- 養成機関の修了証明書
- 給付金の振込金融機関の通帳等の写し

《支給額》

修業している方が属している世帯の課税状況により変動します。（毎年8月分からの支給額は7月に課税状況の確認を行い決定します）

① 高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯
月額 10万円（修学最終年14万円）
市民税課税世帯
月額 70,500円（修学最終年11万500円）

※養成機関の課程修了までの最後の12月は、月額に4万円が加算されます。

② 修了支援給付金

市民税非課税世帯
50,000円
市民税課税世帯
25,000円



宗像市役所 子ども家庭センター（給付金担当：子ども家庭係）

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号 TEL:0940-36-1151



宗像市